

ショートステイ利用料金表（1日あたり）

≪ 送迎加算を含まない、又、介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ≫

≪多床室≫ 令和5年8月1日から

	介護費 ①	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ②	夜勤職員配置加算(Ⅲ) ③	看護体制加算Ⅲ口 ④	看護体制加算Ⅳ口 ⑤	機能訓練体制加算 ⑥	小計 (①~⑥) ⑦	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ⑦×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ⑦×2.7%	介護職員等ベースアップ等支援加算 ⑦×1.6%	食費	居住費	計
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)										600		1,047
	第2段階(所得80万円まで)	596	22	15	6	13	12	664	55	18	11	370	1,717
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,117
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,417
第4段階(課税世帯)											1,445	855	3,047
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)										600		1,125
	第2段階(所得80万円まで)	665	22	15	6	13	12	733	61	20	12	370	1,795
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,195
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,495
第4段階(課税世帯)											1,445	855	3,125
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)										600		1,206
	第2段階(所得80万円まで)	737	22	15	6	13	12	805	67	22	13	370	1,876
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,276
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,576
第4段階(課税世帯)											1,445	855	3,206
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)										600		1,285
	第2段階(所得80万円まで)	806	22	15	6	13	12	874	73	24	14	370	1,955
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,355
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,655
第4段階(課税世帯)											1,445	855	3,285
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)										600		1,361
	第2段階(所得80万円まで)	874	22	15	6	13	12	942	78	25	15	370	2,031
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,431
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,731
第4段階(課税世帯)											1,445	855	3,361

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。
 ※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

≪従来型個室≫ 令和5年8月1日から

	介護費 ①	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ②	夜勤職員配置加算(Ⅲ) ③	看護体制加算Ⅲ口 ④	看護体制加算Ⅳ口 ⑤	機能訓練体制加算 ⑥	小計 (①~⑥) ⑦	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ⑦×8.3%	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ⑦×2.7%	介護職員等ベースアップ等支援加算 ⑦×1.6%	食費	居住費	計
要介護1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	320	620
	“(福祉年金等)										600		1,368
	第2段階(所得80万円まで)	596	22	15	6	13	12	664	55	18	11	420	1,768
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,568
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,868
第4段階(課税世帯)											1,445	1,171	3,364
要介護2	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	320	620
	“(福祉年金等)										600		1,445
	第2段階(所得80万円まで)	665	22	15	6	13	12	733	61	20	12	420	1,845
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,645
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	2,945
第4段階(課税世帯)											1,445	1,171	3,441
要介護3	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	320	620
	“(福祉年金等)										600		1,526
	第2段階(所得80万円まで)	737	22	15	6	13	12	805	67	22	13	420	1,926
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,726
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	3,026
第4段階(課税世帯)											1,445	1,171	3,522
要介護4	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	320	620
	“(福祉年金等)										600		1,605
	第2段階(所得80万円まで)	806	22	15	6	13	12	874	73	24	14	420	2,005
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,805
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	3,105
第4段階(課税世帯)											1,445	1,171	3,600
要介護5	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	300	320	620
	“(福祉年金等)										600		1,681
	第2段階(所得80万円まで)	874	22	15	6	13	12	942	78	25	15	420	2,081
	第3段階(Ⅰ)(所得80万円超120万円以下)											1,000	2,881
	第3段階(Ⅱ)(所得120万円超)											1,300	3,181
第4段階(課税世帯)											1,445	1,171	3,677

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。
 ※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

特別養護老人ホーム木崎野荘